

第4章 計画の内容

計画内容の見方

- 具体的な取組み

基本目標を達成するための方針に基づいて実施する施策ごとに、行政が取り組む内容（事業）を示します。

- 担当課

具体的な取組みを中心となって推進していく課を示します。

- 区分

新規・・・前計画に掲載されていない内容（事業）で新たに実施する内容（事業）

継続・・・前計画に掲載されている内容（事業）で、今後も引き続き実施する内容（事業）

I 理解と交流を深め権利を擁護する

1 理解と交流を促進する

家庭、学校、地域、職場等で行う福祉教育やボランティア活動を通じて、障害についての理解・啓発を進めます。

また、障害のある人自身が積極的に社会参加し、市民の理解を促すようにしていくことも大切です。地域のいろいろな場面で、ともに参加し、活動する条件の整備や支援に努めます。

(1) 広報・啓発活動の推進

具体的な取組み	担当課	区分
障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するという理念を普及させるため、多様な広報媒体を活用し、啓発を推進します。	障害者福祉課	継続
ノーマライゼーションの理念の普及啓発を図るため、「障害者週間」(12月3日～9日)を中心に広報・啓発活動を推進します。	障害者福祉課	継続
市民が様々な場を通じて人権尊重の理念について理解を深められるよう、多様な機会の提供や効果的な手法の採用などにより、人権教育・人権啓発を積極的に推進します。	総務人権推進課 生涯学習スポー ツ課	継続

(2) 福祉教育の充実

具体的な取組み	担当課	区分
子どもの発達段階に応じて、福祉に関する理解を深める教育を推進するとともに、教育活動全般を通じて、障害や障害のある人について理解を深め、すべての人が同じ人間として社会の中でともに支え合って生きることができるよう福祉教育の充実を図ります。	教育センター	継続
社会福祉協議会が指定する福祉教育・体験学習推進校を中心とした市内の小・中学校での福祉教育が充実するように、障害のある人との交流や体験学習などの取組みを支援します。	教育センター	継続
地域・家庭における福祉教育を促進するため、社会福祉協議会が開催する福祉教育・ボランティア研修、福祉体験講座などを支援します。	福祉政策課	継続
市職員に対して、手話講習会などの研修を通じてノーマライゼーションの理念など障害のある人への理解促進を継続して実施します。	人事課	継続

(3) 多様な交流の促進

具体的な取組み	担当課	区分
障害のある人が働く福祉喫茶コーナーの運営を支援し、障害のある人の社会経済活動について市民の理解と関心を深めます。	市民センター 障害者福祉課	継続
児童館で実施している「きらきらキッズ」を通じ、障害のある子どもやその家族と市民が触れ合い、理解や関心を深めます。	児童館	継続
障害の有無、世代・性別を超え多様で幅広い年齢層が集い、触れ合う行事やイベント等の機会提供を身近な地域で進めます。	関係課	継続
市民やボランティア、市民活動団体、NPO法人、行政（小・中学校含む）など、幅広い人の「協働」によって地域福祉の推進に努めます。	福祉政策課 地域活動推進課	継続

(4) ボランティア・市民活動の推進

具体的な取組み	担当課	区分
社会福祉協議会の活動の支援を図り、ボランティアや市民などによる多様な地域福祉活動を促進します。	福祉政策課	継続
障害のある人や家族の会、ボランティアや支援団体が地域福祉の担い手となるよう支援します。	障害者福祉課	継続
障害のある人が円滑に情報を取得・利用し、意思表示・意思疎通を図れるようコミュニケーションを支援したり、ICTの利活用を支援するボランティアを養成・育成します。	障害者福祉課	継続
市民活動の拠点としての市民活動推進センターの充実を図り、市民活動に関する情報提供、相談などの支援を行います。	市民活動推進 センター	継続

2 権利を擁護する

障害のある人の中には、実際に生活する上で十分な自己決定や意思表示が困難な場合があります。人権や財産などの侵害がないよう、障害のある人の権利擁護を推進し、権利行使の支援に努めます。

また、まちづくりや障害福祉サービスの充実のためには、障害のある人の意見や要望を反映させることが大切です。そのために、障害者支援協議会等に障害のある人やその家族の参加・参画を推進します。

(1) 権利擁護の推進

具体的な取組み	担当課	区分
障害者差別解消法に基づき、障害を理由とする差別の解消を推進するための啓発活動を行います。	障害者福祉課	継続
障害を理由とする差別に関する相談窓口を障害者福祉課、障害者基幹相談支援センター、権利擁護支援センター*4に設置し、相談者に迅速な対応を行います。	障害者福祉課	継続
人権に関する相談窓口を整備し、効果的な相談体制の充実に努めます。また、関係団体や関係機関と連携し、的確に救済や支援を行えるよう、支援体制の充実に努めます。	総務人権推進課	継続
障害者虐待防止センター*5(市直営)と、障害者基幹相談支援センター、権利擁護支援センターとが緊密に連携し、虐待の未然防止・早期発見に努め、障害のある人の権利擁護を進めます。	障害者福祉課	継続
権利擁護支援センターとの連携・協働を図り、成年後見制度の活用や権利擁護・権利行使の支援を進めます。	障害者福祉課	継続
福祉サービスに対する苦情解決制度の周知に努め、利用者が対等な立場で適切なサービスが利用でき、事業者がサービスの質の向上を図るよう支援します。	障害者福祉課	継続
詐欺・悪徳商法などの被害の未然防止につながる情報提供の充実と消費生活相談を行い、日常生活における損害の防止を支援します。	産業振興課	継続

*4) 権利擁護支援センター：市社会福祉協議会に設置。障害者の人権擁護のため、成年後見制度についての相談や助言、市民後見人養成等を行う。

*5) 障害者虐待防止センター：市障害者福祉課内に設置。障害者の権利擁護のため、虐待の防止、非虐待者の保護や自立支援、養護者への支援が目的。通報や届出の受理、調査や助言・指導を行う。

(2) 権利行使の支援

具体的な取組み	担当課	区分
成年後見制度の周知や利用促進のため、相談支援事業や成年後見制度利用支援事業の充実を図ります。	障害者福祉課	継続
成年後見制度の利用の促進に関する法律*6に基づく市町村計画の策定について検討します。	福祉政策課 高齢者福祉課 障害者福祉課	新規
障害のある人の投票環境の向上に努めます。	選挙管理委員会	継続

(3) 参加・参画の推進

具体的な取組み	担当課	区分
市の附属機関などに障害のある人の参加を推進します。	関係課	継続
障害者支援協議会と各種専門部会等には、障害のある人や家族、支援者に参加していただき、当事者主体の障害特性を反映した障害福祉施策を進めます。	障害者福祉課	継続
障害者支援協議会と各種専門部会、障害者支援ネットワーク協議会*7等で、障害福祉の団体・法人・事業所・行政との連携を強化し、協働体制を進めます。	障害者福祉課	継続

*6) 成年後見制度の利用の促進に関する法律：認知症、知的障害その他の精神上の障害があることにより財産の管理又は日常生活等に支障がある者を社会全体で支え合うことが、高齢社会における喫緊の課題であること、かつ、共生社会の実現に資すること及び成年後見制度が十分に利用されていないことに鑑み、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進する法律

*7) 障害者支援ネットワーク協議会：障害者団体、障害者を支援する団体ボランティア団体、福祉施設などが連携を図り障害のある人もない人も誰もが、地域で安心して暮らしていただける社会を目指していく協議会

3 障害者団体を支援する

障害のある人同士が互いの立場や考えを分かり合い、支え合うことは、障害のある人を力づけ、権利行使や状況改善を促します。このセルフヘルプ活動*8でもある障害者団体からの意見や要望は、障害福祉施策に反映されてきました。

一方で、障害種別ごとに組織化された複数の団体は、障害者支援ネットワーク協議会のもとで、一つにまとまり、多様な活動を通じ相互に協力関係を築いています。

*8)セルフヘルプ活動：同じ課題を持つ人々が、自らの課題解決のため、専門職から独立して本人主導で形成されたグループ活動。

(1) 障害者団体の支援

具体的な取組み	担当課	区分
障害者団体や家族会などが行う自主的な活動を支援し、障害のある人の自立を促進します。	障害者福祉課	継続
障害者支援ネットワーク協議会での、障害者団体相互の連絡調整・親睦交流・研修啓発等の活動を支援します。	障害者福祉課	継続
障害者団体の市民センター等公共施設の使用料を免除し、活動を支援します。	図書館 女性センター 市民センター 関係課	継続

Ⅱ 地域生活を支援する

1 地域生活の支援体制を構築する

障害のある人が、地域で自立した生活を送るには、身近な場所で相談し、情報提供や助言を受ける相談支援体制が必要です。

本市では平成27年度より、障害者基幹相談支援センターを庁舎内に設置し、相談支援事業を実施してきました。

(1) 相談支援体制の充実

具体的な取組み	担当課	区分
相談支援事業者*9と障害者福祉課のケースワーカー*10とが、連携・協働しつつ、機能・役割分担を明確にし、相談体制の充実を図ります。	障害者福祉課	継続
総合行政システムにより、各種福祉サービスの利用手続の効率化・簡素化を進めます。ケアマネジメントの充実のため、相談支援事業所と障害者基幹相談支援センター、行政との連携を緊密にします。	障害者福祉課	継続
相談支援事業の更なる機能強化を図るため、障害者基幹相談支援センターを市役所内に設置します。	障害者福祉課	継続
障害者基幹相談支援センターが中心となり、市内の相談支援事業所を支援することで、地域の相談体制の充実を図ります。	障害者福祉課	継続
身体障害者相談員や知的障害者相談員*11の活動を支援します。	障害者福祉課	継続
障害者基幹相談支援センターに、実績・資格のある相談支援専門員等の人材を複数配置することで、総合的・専門的な相談に応じられる体制を整えます。	障害者福祉課	継続
精神障害のある人を対象としたところの健康相談*12の充実と利用の促進を図ります。	障害者福祉課	継続
障害者支援協議会、各種専門部会、事務局体制を整備し、地域のシステムづくりやネットワークの構築、相談支援事業の強化等、地域の障害福祉の推進体制をつくります。	障害者福祉課	継続
障害者福祉施策などを紹介する「障害者の手引き」の内容を充実するとともに、各種サービスの案内、利用促進を図ります。	障害者福祉課	継続

市内3か所に身近な相談窓口として「障害者地域相談支援センター」を設置し、障害のある人やその家族等の利用を促進します。	障害者福祉課	新規
高次脳機能障害のある人及びその家族が、身近な地域で適切な支援が受けられるよう、埼玉県総合リハビリテーションセンター内の高次脳機能障害者支援センターの職員派遣を活用し、相談支援体制の充実を図ります。	障害者福祉課	新規

* 9) 相談支援事業者：特定相談（サービス等利用計画を作成）や一般相談（地域相談支援）を行う事業所で自治体が指定するもの

* 10) ケースワーカー：本計画では障害のある人の相談業務を担当する職員。

* 11) 身体障害者相談員・知的障害者相談員：身体障害者福祉法および知的障害者福祉法に基づき、市町村から相談援助を委託された者

* 12) こころの健康相談：精神科医による相談

（２）障害福祉サービス提供基盤の充実

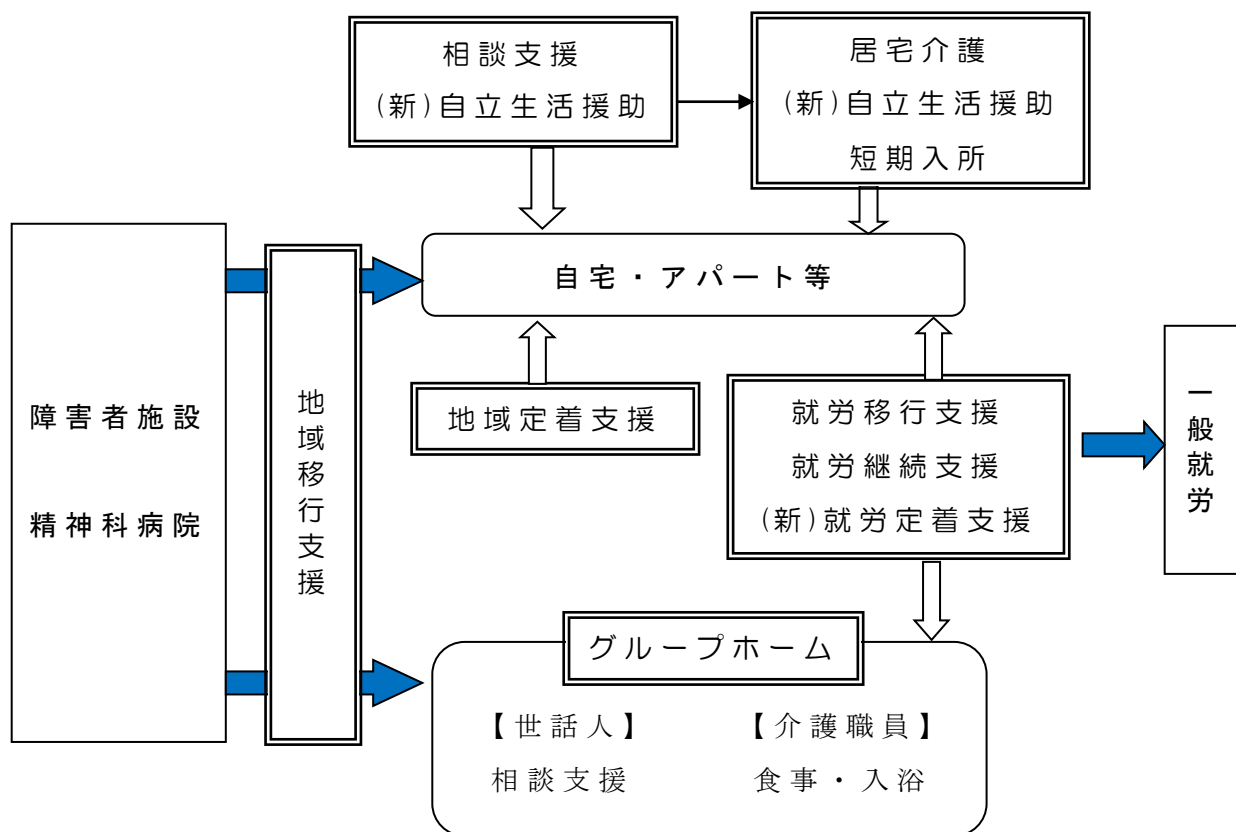
具体的な取組み	担当課	区分
社会福祉法人等障害福祉サービス提供事業者の参入を呼びかけ、地域におけるサービスの基盤整備を推進します。	障害者福祉課	継続
障害福祉サービス提供事業者への情報提供及び支援を推進します。	障害者福祉課	継続

（３）地域生活への移行の促進

具体的な取組み	担当課	区分
障害のある人の自立を支援し、障害者支援施設から在宅やグループホームなど地域生活への移行を支援します。	障害者福祉課	継続
障害のある人の自立を支援し、精神科病院から退院が可能な人が、在宅やグループホームなど地域生活への移行を支援します。	障害者福祉課	継続
障害のある人が地域で自立した生活を送るため、福祉施設から一般就労への移行を支援します。	障害者福祉課	継続
地域における複数の機関が分担して機能を担う「面的整備型」の地域生活支援拠点の整備を図ります。	障害者福祉課	継続
精神障害にも対応した地域包括支援体制を構築するため、保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置します。	福祉政策課 高齢者福祉課 障害者福祉課 こども支援課 保健センター	新規

障害者支援施設やグループホーム等から賃貸住宅等への一人暮らしを希望する障害のある人について、定期的な巡回や訪問、電話、メール等による随時の対応を行い、安心して地域で生活できるよう支援します（自立生活援助）。	障害者福祉課	新規
市内の空き家や空き部屋を、グループホームや交流スペース等の福祉目的に利活用できる仕組みづくりを進めます。	都市計画課 障害者福祉課	新規
賃貸契約による一般住宅の入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障害のある人に対し、入居に必要な調整等の支援を指定相談支援事業者に委託して行います。	障害者福祉課	新規

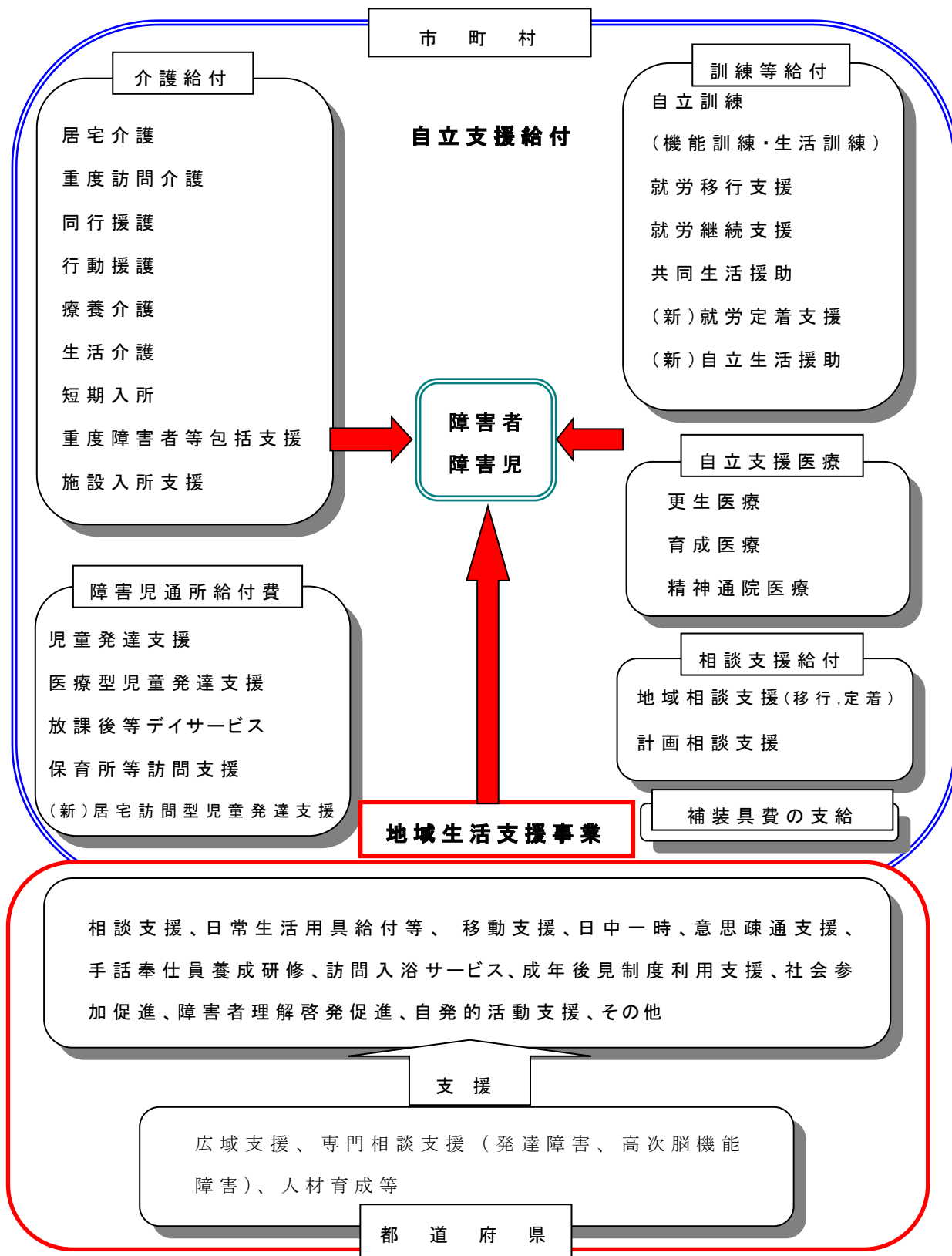
《障害者の地域移行の取組》 ※平成30年4月～



2 障害福祉サービスの利用を促進する

障害のある人の地域生活を支援するため、障害者総合支援法・児童福祉法に基づく障害福祉サービス等の充実に努めます。

図 障害福祉サービスの体系(平成30年4月～)



(1) 自立支援給付の充実

具体的な取組み	担当課	区分
居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障害者等包括支援の訪問系サービスの確保に努め、障害の種別にかかわらず必要なサービスを受けられるよう支援します。	障害者福祉課	継続
生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、療養介護、短期入所の日中活動系サービスの確保に努め、障害の種別にかかわらず必要なサービスを受けられるよう支援します。	障害者福祉課	継続
共同生活援助(グループホーム)が、親からの自立の機会、一人暮らしの体験の場、施設病院からの地域移行の受け皿となるようその確保に努めます。	障害者福祉課	継続
障害のある人の地域移行を促進するため、共同生活援助(グループホーム)の家賃の一部を助成します。	障害者福祉課	継続
施設入所支援に頼らずに、地域生活支援拠点の整備を進めながら、障害の種別にかかわらず必要なサービスを受けられるよう支援します。	障害者福祉課	継続
自立支援給付の支給決定時のサービス等利用計画の作成、支給決定後のサービス等利用計画の見直し(モニタリング)等の計画相談を支援します。	障害者福祉課	継続
障害のある人が地域での生活に移行するため住居の確保や新生活の準備等(地域移行支援)を支援します。	障害者福祉課	継続
居宅で一人暮らししている人の、24時間の相談等サポート体制(自立生活援助・地域定着支援)を支援します。	障害者福祉課	継続
鶴ヶ島市立生活介護施設(きいちご)を運営し、在宅の常時支援を要する障害のある人の日常生活の充実及び社会参加の促進を図ります。	障害者福祉課	新規
障害のある人が65歳(特定疾病の場合は40歳)となり、介護保険サービスを円滑に利用できるよう、障害福祉の相談支援専門員と介護保険のケアマネジャーとの緊密な連携体制をつくります。	障害者福祉課 高齢者福祉課	新規

(2) 自立支援医療の充実

具体的な取組み	担当課	区分
自立支援医療(更生医療・育成医療・精神通院医療)の周知、相談の充実を図ります。	障害者福祉課	継続

(3) 補装具の充実

具体的な取組み	担当課	区分
補装具の周知、相談の充実を図ります。	障害者福祉課	継続

(4) 地域生活支援事業の充実

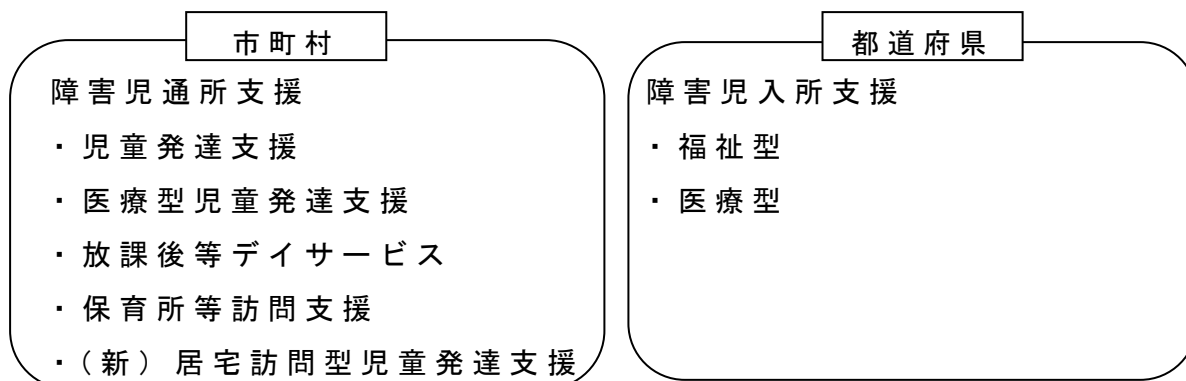
具体的な取組み	担当課	区分
手話通訳者派遣、要約筆記者派遣、手話通訳者設置等の意思疎通支援事業の充実と利用の促進を図ります。	障害者福祉課	継続
日常生活用具給付の周知、相談を充実し、適正な利用を図ります。	障害者福祉課	継続
個別又はグループでの外出、移送用車両による外出など移動支援事業の充実を図ります。	障害者福祉課	継続
成年後見制度の周知や利用促進のため、相談支援事業や成年後見制度利用支援事業の充実を図ります。(再掲)	障害者福祉課	継続
居宅における訪問入浴サービスの充実を図ります。	障害者福祉課	継続
障害のある人などの日中における活動の場を提供する日中一時支援事業の充実を図ります。	障害者福祉課	継続
自動車運転免許取得費や自動車改造費の一部を補助します。	障害者福祉課	継続
手話の基礎や手話通訳者養成などの手話講習会を開催し、手話や聴覚障害に関する市民の理解を深め、手話通訳者の養成を図ります。	障害者福祉課	継続
障害のある人の社会参加を促進する事業の充実を図ります。	障害者福祉課	継続
障害のある人に対する理解を深めるための研修、啓発事業の充実を図ります。	障害者福祉課	継続
障害者団体や家族会などが行う自主的な活動を支援し、障害のある人の自立を促進します。(再掲)	障害者福祉課	継続

<p>知的障害、精神障害のある人の後見業務を担う市民後見人の人材育成や、社会福祉協議会による法人後見の業務を推進し、地域での権利擁護体制の充実を図ります。</p>	<p>障害者福祉課</p>	<p>継続</p>
<p>発達障害等に関する知識を有する専門員を、保育所に巡回し、障害の早期発見対応のための助言等の支援を図ります。（巡回支援専門員整備事業）</p>	<p>こども支援課</p>	<p>継続</p>

3 障害のある子どもの地域生活を支援する

障害のある子どもの在宅サービスと通所サービスは市町村が実施主体です。障害のある子どもの地域生活の支援、サービスの充実に努めます。

《 児童福祉法 》 ※平成 30 年 4 月～



(1) 障害のある子どもの地域生活の充実

具体的な取組み	担当課	区分
障害児相談支援事業の担い手の確保に努め、必要なサービスを受けられるよう支援します。	障害者福祉課	継続
児童発達支援・医療型児童発達支援事業の確保に努め、障害の種別にかかわらず必要なサービスを受けられるよう支援します。	障害者福祉課	継続
放課後等デイサービスの市内事業間の連携と協働により、障害の種別程度にかかわらず、身近な場で療育や訓練の機会が提供できるよう支援します。	障害者福祉課	継続
保育所等訪問支援事業により、障害の有無にかかわらず保育所や幼稚園、学校などの集団の中で成長発達できるよう支援します。	障害者福祉課	継続
障害の重度化・重複化や多様化に対応する専門的機能を持ち、地域における中核的な支援施設となる、児童発達支援センターを設置します。	障害者福祉課 こども支援課 保健センター	新規
主に重症心身障害児 * 13 を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を確保します。	障害者福祉課	新規
医療的ケア児 * 14 が適切な支援を受けられるように保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けます。	障害者福祉課 こども支援課 保健センター 教育センター	新規
自立支援医療(更生医療・育成医療・精神通院医療)の周知、相談の充実と利用の促進を図ります。(再掲)	障害者福祉課	継続

* 13) 重症心身障害児：重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複した状態を重症心身障害といい、その状態にある子どもを重症心身障害児という。

* 14) 医療的ケア児：人工呼吸器やたんの吸引、胃ろうによる栄養の注入などの生活支援が日常的に必要な子ども。

4 在宅生活を支援する

障害福祉サービス以外のサービスや経済的な支援の周知、利用を促進します。

(1) 在宅生活支援の充実

具体的な取組み	担当課	区分
超重症心身障害児等 ^{*15} を介助する家族の精神的・身体的負担の軽減を図るため、事業を実施する事業者にレスパイトケア事業補助金を交付します。	障害者福祉課	新規
グループホームなどへの入居を希望する障害のある人を対象とした体験利用を支援します。	障害者福祉課	継続
身体障害者補助犬（盲導犬・介助犬・聴導犬）の利用希望について関係機関と連携して、利用を支援します。	障害者福祉課	継続
精神障害のある人の自立と社会参加を目指す社会復帰支援事業（ソーシャルクラブ）の充実と利用の促進を図ります。	障害者福祉課	継続

(2) 経済的支援の充実

具体的な取組み	担当課	区分
障害福祉サービス、地域生活支援事業等の利用者負担軽減制度の周知に努め、利用を促進します。	障害者福祉課	継続
各種年金・手当・助成制度などの周知に努め、利用の促進を図ります。	障害者福祉課 保険年金課	継続
重度心身障害者医療費助成制度 ^{*16} の周知に努め、利用の促進を図ります。	障害者福祉課	継続
福祉タクシー利用料金や自動車燃料購入費の一部を助成します。	障害者福祉課	継続
つるバス・つるワゴンの利用にあたり、障害のある人の運賃を無料とする特別乗車証の周知に努め、利用の促進を図ります。	障害者福祉課	継続
公共交通機関などの割引制度の周知に努め、利用の促進を図ります。	障害者福祉課	継続
居宅改善整備費補助制度及び各種貸付制度の周知に努め、利用の促進を図ります。	障害者福祉課	継続
税の控除・減免の制度についての周知に努めます。	税務課	継続

*15) 超重症心身障害児等：在宅で、人工呼吸器、経管栄養等の複数の医療的ケアを要する超重度の障害児者

*16) 重度心身障害者医療費助成制度：重度の心身障害者に対し、医療費の自己負担分を助成する制度（障害者手帳交付時の年齢により制限あり）

Ⅲ

社会的な自立を促進する

1 障害のある子どもの保育・教育を推進する

障害のある子どもの支援については、子ども・子育て支援事業計画（平成27年度～平成31年度）にも位置づけられ実施しています。

特別支援教育では、これまでの対象児童・生徒に加え、発達障害（学習障害、注意欠陥多動性障害、高機能自閉症等）のある児童・生徒に対しても適切な指導、必要な支援を行っています。

(1) 療育体制の充実

具体的な取組み	担当課	区分
乳幼児健康診査により、心身機能の障害や疾病などの早期発見に努めるとともに、適切な保健指導・健康相談などを充実して子育てを支援します。	保健センター	継続
個々の子どもの状態に合わせた相談・指導の充実を図るとともに、保健センター、幼稚園、保育所などと連携しつつ、発育支援センターの専門的な療育機能の充実を図ります。	こども支援課	継続
発達障害に関わる情報提供や相談・支援を総合的に統括する発達支援マネージャーの育成を推進します。	障害者福祉課 こども支援課	継続
保育所等において発達障害のある子どもや、発達が気になる子どもを支援する発達支援サポーターの育成を推進します。	障害者福祉課 こども支援課	継続
埼玉県の発行する「サポート手帳」を活用し、発達障害のある子どもなどが成人期に至るまでの一貫した支援を推進します。	障害者福祉課 保健センター	継続
医療的ケア児が適切な支援を受けられるように保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けます。(再掲)	障害者福祉課 こども支援課 保健センター 教育センター	新規
障害のある子どもの保護者を対象としたペアレントメンター*17の活動を支援することで、家族機能を強化し、地域の療育体制の充実を図ります。	こども支援課 保健センター 障害者福祉課	継続

*17)ペアレントメンター：障害のある子どもを育てた経験のある親が、障害のある子どもの親となったばかりの相手の相談に応じ、共感して寄り添い将来の見通しを示す等の活動をする人のこと。

(2) 幼児教育・保育の充実

具体的な取組み	担当課	区分
保育所への障害のある子どもの入所について、受け入れ体制を充実します。	こども支援課	継続
障害のある子どもの幼稚園への受け入れを促進します。	こども支援課	継続
小学校低学年の子どもの放課後対策として、学童保育室への障害のある子どもの受け入れを促進します。	こども支援課	継続
児童館での障害児交流事業の充実を図ります。	児童館	継続

(3) 障害児教育の充実

具体的な取組み	担当課	区分
専門家や医師などの参加による教育相談・就学支援の充実を図るとともに、就学後も子どもが安心して教育を受けられるよう、継続的な教育相談を推進します。	教育センター	継続
障害のある子どもへのきめ細かな対応を図るため、関係機関との連携強化や研修などによる関係教職員の資質の向上を図ります。	教育センター	継続
国の学校施設整備指針や埼玉県福祉のまちづくり条例に基づいて、小・中学校の教室、体育館、プールなどの入り口、通路などの段差の解消など、障壁のない（バリアフリー）施設づくりを推進するとともに、小・中学校に在籍する障害のある子どもに対応するための施設・設備の改修を図ります。	教育総務課	継続
小・中学校に通う障害のある子どもが充実した学校生活を送れるように、学級運営補助員派遣の充実を図ります。	教育センター	継続
障害のある子どもが個々の障害に応じた教育を身近で確保できるよう、特別支援学校との連携を図りながら、特別支援学級の充実を図ります。	教育センター	継続
小・中学校の通常の学級に在籍する障害のある子どもに対して、その障害に応じて、特別の場で行われる指導（通級による指導）が受けられる体制を整備します。	教育センター	継続
教育に直接関わる教職員の専門知識と技能の向上を図るため、専門研修を推進するとともに、一般教職員に対する特別の支援を必要とする子どもへの教育に関する研修を推進します。	教育センター	継続

<p>すべての子どもの経験を広め、豊かな人間形成や社会性の育成ができるように、特別支援学級や特別支援学校で学ぶ障害のある子どもと、障害のない子どもとが活動とともにする機会となる学校相互や学級相互の交流教育や地域社会との交流活動を積極的に推進します。</p>	<p>教育センター</p>	<p>継続</p>
<p>教育の機会均等や特別支援学級への特別支援教育児童（生徒）就学奨励事業により、その就学に係る児童（生徒）の保護者への経済的な負担を軽減し、特別支援教育の普及奨励を図ります。</p>	<p>学校教育課</p>	<p>継続</p>

2 健康増進を推進する

本市では、交流と地域の力を活かした健康づくりを基本理念にした「鶴ヶ島市健康づくり計画・食育推進計画」に基づき、健やかで心豊かに生活できる活力あるまちづくりを目指し、市民が一体となって進める健康づくりに努めています。

障害の原因となる疾病の予防や早期発見・早期治療を進め、市民一人ひとりが自らの健康づくりに主体的に取り組み、健康的な生活習慣を確立するために、市民の健康増進を総合的に推進していきます。

(1) 健康増進の充実

具体的な取組み	担当課	区分
健康的な生活習慣の確立を目指し、鶴ヶ島市健康づくり計画・食育推進計画に基づき、健康づくり・食育の推進に努めます。	健康増進課	継続
生活習慣病の予防、健康の保持増進を図るため、内臓脂肪型肥満に着目した保健指導や健康教育・健康相談・がん検診などを実施します。	保健センター	継続
妊娠中における母と子の健康の確保のため、妊婦健康診査を充実します。	保健センター	継続
在宅で通院が困難な人を対象に坂戸鶴ヶ島歯科医師会の協力を得て、歯科健康診査及び在宅訪問歯科診療を進めます。	保健センター	継続
予防接種法に基づき、伝染のおそれのある疾病の発生及びまん延を予防するために定期予防接種の接種率を向上させ、感染症の予防と啓発に努めます。	保健センター	継続
新たな感染症の発生に迅速に対応するとともに、適切な情報提供を行い、感染症のまん延防止に努め、公衆衛生の向上と健康増進に寄与します。	保健センター	継続
精神障害のある人を対象としたこころの健康相談の充実と利用の促進を図ります。(再掲)	障害者福祉課	継続

(2) 公費負担医療制度の充実

具体的な取組み	担当課	区分
自立支援医療(更生医療・育成医療・精神通院医療)の周知、相談の充実と利用の促進を図ります。(再掲)	障害者福祉課	継続
重度心身障害者医療費助成制度の周知に努め、利用の促進を図ります。(再掲)	障害者福祉課	継続

3 就労を促進する

障害のある人の就労支援の充実のため、ハローワーク、地域障害者職業センター、事業主、就労支援事業所、特別支援学校などの雇用・福祉・教育機関との連携を一層強化します。

就職した障害のある人が、職場に定着し、安定した職業生活を送れるよう、本人と事業主の双方への相談支援を充実させます。

(1) 雇用の確保・充実

具体的な取組み	担当課	区分
障害のある人の職場の拡大や雇用の継続を図るため、公共職業安定所などとの連携を推進します。	産業振興課	継続
障害に適した職務、受け入れ環境、雇用形態などに配慮しながら、市における障害のある人の雇用機会の確保に努めます。	人事課	継続
就労相談、就労訓練、企業との連携など、障害者就労支援事業の充実を図り、障害のある人の就労を支援します。	障害者福祉課	継続
就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、企業等の連絡調整など職場への定着を支援します。 (就労定着支援)	障害者福祉課	新規
生活保護受給世帯の障害のある人などに対して、関係機関と連携を図りながら就労支援を行います。	福祉政策課	継続

(2) 就労の支援

具体的な取組み	担当課	区分
就労移行支援・就労継続支援の充実を促進します。	障害者福祉課	継続
障害のある人が働く福祉喫茶コーナーの運営を支援します。	障害者福祉課	継続
障害のある人が製作した製品の展示・販売コーナーの設置を促進します。	障害者福祉課	継続
障害者就労支援施設等が提供する物品やサービスを、公的機関が優先調達することで、発注機会を確保し、障害のある人の自立の促進につながる措置を講じます。	障害者福祉課	継続
農業分野での障害者雇用を進め、福祉施設が農業を作業種目としながら、農業と福祉との連携を図ります。農作物の生産・加工・販売について、地元農家と福祉施設との交流や協働を進めます。	産業振興課 障害者福祉課	新規

4 情報バリアフリー化を推進する

障害によって情報の収集や利用に大きな支障のある人に対して、情報収集の手段の確保と情報利用の円滑化を図り、コミュニケーション方法を充実させていく必要があります。

すべての人が情報通信の利便を等しく享受できる「情報バリアフリー」化の推進を図ります。

(1) 情報保障の推進

具体的な取組み	担当課	区分
障害のある人や高齢者など、誰もが市ホームページで提供される情報や機能を利用できるよう、日本工業規格（JIS X 8341-3:2016）に準拠し、ウェブアクセシビリティ*18の確保と向上に取り組みます。	市政情報課	新規
各種障害福祉サービスに関して、必要な情報を手軽に入手できるようインターネットを利用した情報提供に努めます。	障害者福祉課	継続
聴覚障害のある人に配慮して、市が発行する行政サービスの紹介やイベントの案内等には、問合先として電話番号の他にファックス番号やメールアドレスを掲載するように努めます。	関係課	新規
広報つるがしま、市議会だより、広報折込みチラシの点訳版・デイジー版を作成するとともに、情報提供の拡大に努めます。	市政情報課 議会事務局議事課 障害者福祉課 関係課	継続
行政文書や案内パンフレットなどに「音声コード」を添付し、情報提供の充実を図ります。	障害者福祉課	継続
視覚障害のある人に対して、パソコンやスマートフォン等のインターネット機能を活用したメールによる情報提供に努めます。	障害者福祉課	継続
電子申請システム（インターネットを利用して来庁せずに自宅などから申請・届出など手続きの行えるシステム（埼玉県などと共同運用））について、障害者福祉関係をはじめ可能な手続きの範囲の拡大に努めます。	障害者福祉課 関係課	継続

*18) ウェブアクセシビリティ：障害のある人や高齢者など心身の機能に制約のある人でも、年齢的・身体的条件に関わらず、インターネット上のページやファイルで提供されている情報に到達し、利用できること。

(2) コミュニケーション支援の推進

具体的な取組み	担当課	区分
市役所内の窓口事務において、聴覚障害のある人などの相談や手続などを支援するため、手話通訳者を設置します。	障害者福祉課	継続
手話通訳者派遣、要約筆記者派遣、手話通訳者設置等の意思疎通支援事業の充実と利用の促進を図ります。(再掲)	障害者福祉課	継続
手話の基礎や手話通訳者養成などの手話講習会を開催し、手話や聴覚障害に関する市民の理解を深め、手話通訳者の養成を図ります。(再掲)	障害者福祉課	継続
障害のある人が円滑に情報を取得・利用し、意思表示・意思疎通を図れるよう、コミュニケーションを支援したり、ICTの利活用を支援するボランティアを養成・育成します。(再掲)	障害者福祉課	継続
障害のある人のコミュニケーション支援について広く意見を求めるとともに、市民への理解啓発と学校教育の推進を図るための手法を検討します。	障害者福祉課 学校教育課	新規

5 文化・学習・スポーツ活動を支援する

文化・学習・スポーツ活動などを充実することは、障害のある人の生きがいや社会参加の促進となります。また、学校卒業後も、生涯を通じて学習していくことにより、生活の質を向上するために大きな役割を果たします。

本市では、障害のある人が各種の学級・講座などの事業により参加しやすくなるよう、必要に応じて手話通訳者などを配置するなど環境づくりを推進しています。また、図書館での点字図書・録音図書などの充実、対面朗読、図書の郵送・宅配など障害のある人に配慮したサービスの充実に努めています。スポーツでは、県内外の障害者スポーツ大会への参加を支援します。

(1) 文化・学習・スポーツ活動への支援

具体的な取組み	担当課	区分
障害のある人が各種の学級・講座などの事業により参加しやすくなるよう、必要に応じて介助者や手話通訳者、要約筆記者を配置するなど環境づくりを推進します。	関係課	継続
生涯学習に取り組む障害のある人を支援します。	生涯学習スポーツ課 教育センター 障害者福祉課	新規
児童館で実施している「きらきらキッズ」を通じ、障害のある子どもやその家族と市民が触れ合い、理解や関心を深めます。(再掲)	児童館	継続
点字図書・録音図書の整備・充実や、対面朗読、図書の郵送・宅配など、図書館利用に障害のある人に配慮したサービスの充実に努めます。	図書館	継続
障害のある人が参加できるスポーツ教室やスポーツ大会への参加の支援に努めます。	障害者福祉課 生涯学習スポーツ課	継続
障害者団体の市民センター等公共施設の使用料を免除し、活動を支援します。(再掲)	図書館 女性センター 市民センター 関係課	継続

IV 安心・安全なくらしを確保する

1 人にやさしい福祉のまちづくりを推進する

障害のある人を含めすべての人にとって住みよい地域づくりを進めるために、「埼玉県福祉のまちづくり条例」に基づき、バリアフリーのまちづくりを総合的・計画的に推進することが大切です。

地域社会の中にある様々な「バリア」を取り除くことに努め、安全で利用しやすい環境となるよう道路や交通機関などの整備を進めます。また、誰にでも利用しやすい公共施設となるようバリアフリー化を推進します。

(1) まちづくりの総合的推進

具体的な取組み	担当課	区分
埼玉県福祉のまちづくり条例に基づき、バリアフリーのまちづくりを総合的・計画的に推進します。	障害者福祉課 都市計画課	継続
市民やボランティア、市民活動団体、NPO法人、行政（小・中学校含む）など、幅広い人の「協働」によって地域福祉の推進に努めます。（再掲）	福祉政策課 地域活動推進課	継続

(2) 公共的な建築物のバリアフリー化の推進

具体的な取組み	担当課	区分
多機能トイレの設置、出入り口の段差の解消、障害者用駐車スペースの確保など公共的な建築物のバリアフリー化を推進します。	資産管理課	継続
公園・緑地を計画的に整備する場合は、障害のある人に配慮した公園の整備に努めます。	都市施設保全課	継続

(3) 住宅の確保と住環境の整備

具体的な取組み	担当課	区分
公営住宅等への入居に際して障害者世帯を配慮します。	都市計画課	継続
住宅のバリアフリー対策、耐震対策、省エネルギー対策など、人や環境にやさしい質の高い住宅づくりを促進するための情報を提供します。	都市計画課	継続
居宅改善整備費補助制度及び各種貸付制度の周知に努め、利用の促進を図ります。（再掲）	障害者福祉課	継続

住宅のバリアフリー改修に伴う固定資産税の減額に関する制度の周知に努めます。	税務課	継続
市内の空き家や空き部屋を、グループホームや交流スペース等の福祉目的に利活用できる仕組みづくりを進めます。(再掲)	都市計画課 障害者福祉課	新規
賃貸契約による一般住宅の入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障害のある人に対し、入居に必要な調整等の支援を指定相談支援事業者に委託して行います。(再掲)	障害者福祉課	新規

(4) 道路環境の整備

具体的な取組み	担当課	区分
歩道の幅員の確保や段差の解消、視覚障害者誘導用ブロック、エスコートゾーンの設置など歩行空間の整備に努めるとともに、音声式信号機など障害のある人のための交通安全施設の整備を促進します。	道路建設課 安心安全推進課	継続
関係機関と連携しながら、商品などの歩道へのはみ出しの是正指導、放置自転車対策を講じます。	道路建設課 安心安全推進課	継続

(5) 公共交通機関の整備

具体的な取組み	担当課	区分
より便利で利用しやすい、つるバス・つるワゴンの充実に努めます。	都市計画課	継続
バリアフリー新法*19に基づき、市内を運行する路線バスの事業者へ働きかけを行い、ノンステップバスの導入を促進します。	都市計画課	継続
バリアフリー新法の趣旨を踏まえ、バリアフリー化の遅れている鉄道駅舎については、鉄道事業者とともに、バリアフリー化の促進に向けて、手法等の検討を進めます。	都市計画課	継続
視覚障害者等の駅構内での転落防止のため、ホームドアの設置推進を鉄道会社に働きかけます。	都市計画課 障害者福祉課	新規

*19)バリアフリー新法：高齢者・障害者・妊婦・傷病者などが移動したり公共施設などを利用する際の利便性・安全性を向上させるために、公共交通機関・施設および広場・通路などのバリアフリー化を一体的に推進することを定めた法律。

2 安全な暮らしを確保する

本市では、市民の生命、身体、財産を災害から保護することを目的とした「鶴ヶ島市地域防災計画」を策定し、防災対策を推進しています。

障害のある人は、災害に対して非常に弱い存在であり、地域で安心して暮らしていくため、障害の種別や程度に応じて適切な支援体制の整備を図ります。

また、防犯や詐欺・悪徳商法などの被害の未然防止につながる情報提供の充実などに努めます。

(1) 防災対策の充実

具体的な取組み	担当課	区分
障害のある人の災害時の安全を確保するため、鶴ヶ島市地域防災計画の推進を図ります。	安心安全推進課	継続
災害対策基本法に基づき、避難行動要支援者名簿を作成し、災害時に円滑な支援ができるよう該当者の同意を得て避難支援等関係者へ名簿情報を提供します。また、福祉関係課及び関係者・関係団体、自主防災組織の連携により、避難行動要支援者を支援する個別計画の推進を検討します。	安心安全推進課 福祉政策課 障害者福祉課 高齢者福祉課	新規
災害時要援護者制度の登録者に対する支援に努めます。	障害者福祉課	継続
災害に備えて福祉避難所の確保に努めるとともに、福祉避難所の開設訓練等を行います。	安心安全推進課 福祉政策課 障害者福祉課 高齢者福祉課 こども支援課 市民センター 女性センター	新規
障害者支援施設などにおける防災対策の推進を図るとともに、施設が相互に支援できる体制づくりに努めます。	障害者福祉課	継続
一人暮らしなどの障害のある人を対象とした、急病などによる緊急時通報システムの充実を図ります。	障害者福祉課	継続
災害時や緊急時に、周囲の人からの支援を受けやすくするための「ヘルプカード」の周知に努め、利用の促進を図ります。	障害者福祉課	新規

(2) 防犯対策の充実

具体的な取組み	担当課	区分
地域における防犯活動を促進し、犯罪被害を未然に防ぐまちづくりを進めます。	安心安全推進課	継続
障害のある人の緊急時の通信手段であるファックス110番の普及・活用を図るため、周知に努めます。	障害者福祉課	継続
パソコンやスマートフォン等のインターネット機能を活用したメール110番の普及・活用を図るため、周知に努めます。	障害者福祉課	継続
市内障害者施設の防犯に係わる安全確保のため、警察等関係機関との連携を図ります。	障害者福祉課 安心安全推進課	新規

(3) 交通安全の充実

具体的な取組み	担当課	区分
障害発生の要因の一つである交通事故の防止に関する啓発を推進します。	安心安全推進課	継続
道路の事故多発地点や危険か所について、関係機関と現場診断などを行い、交通事故防止対策を実施します。	道路建設課 安心安全推進課	継続

(4) 消費生活トラブルに関する相談の充実

具体的な取組み	担当課	区分
詐欺・悪徳商法などの被害の未然防止につながる情報提供の充実と消費生活相談を行い、日常生活における損害の防止を支援します。(再掲)	産業振興課	継続
福祉相談窓口と消費生活相談の連携により、消費生活トラブルの早期発見・早期対応に努めます。	障害者福祉課 産業振興課	継続